

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1820号）
（傍線の部分は改正部分）

新（平成29年3月27日農林水産省告示第447号）	旧
<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 外国（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）</u></p> <p>(3) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項</p> <p>(4) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(7) 苦情処理に関する事項</p> <p>(8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p> <p>(9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3・4 （略）</p> <p>三～五 （略）</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項</p> <p>(3) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項</p> <p>(4) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(5) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p> <p>(6) 苦情処理に関する事項</p> <p>(7) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項</p> <p>(8) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>3・4 （略）</p> <p>三～五 （略）</p>